○消防機関の検査を受けなければならない防火対象物及び有資格者に点検さ せなければならない防火対象物について

昭和50年9月1日 笠消告示第5号

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第35条第1項第2号並びに第36条第2項第2号の規定に基づく消防機関の検査を受けなければならない防火対象物及び有資格者に点検させなければならない防火対象物を次のように指定する。

- 1 令第35条第1項第2号の規定に基づく消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項から(14)項まで、(16)項口及び(17)項に掲げる防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上のもの及び、令別表第1(11)項、(15)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1、000平方メートル以上のものとする。
- 2 令第36条第2項第2号の規定に基づく消防設備士免状の交付を受けている者,又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物は,令別表第1(5)項口,(7)項,(8)項,(9)項口,(10)項から(15)項まで,(16)項口,及び(17)項に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。